

取 扱 基 準

名 称	指定共同生活援助事業所支援事業補助金
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	指定共同生活援助事業所における障がい者に対する支援体制を適切に評価し、補助金を交付することにより、事業所の安定的な事業運営に寄与するとともに、利用者に対するサービスの質を維持・向上させ、もって障がい者に対する福祉の増進を図る。
目 標	数値化■ 非数値化□
	市内指定共同生活援助事業所の経営安定及び施設数の前年比増 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	指定共同生活援助事業所の運営に要する経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	①障害支援区分に関係なく利用者（重度障害者支援加算対象事業所利用者及び強度行動障がい者共同生活援助事業所支援事業補助金の補助対象利用者は除く。）：100円/人・日 ②重度障がい者（障害支援区分4以上）の利用者（①に加算）： 区分4：1，400円/人・日 区分5：2，200円/人・日 区分6：2，600円/人・日 重度障害者支援加算Ⅱ所得事業所の加算対象者（①に加算）： 区分5：557円/人・日 区分6：957円/人・日 （実行補助率は、実際の申請により決定するため未定） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 施設運営の安定に寄与しているものと認められ、入所者に対するサービスの質を維持・向上していくため
開始時期	令和 4年 4月 1日
評価の時期	令和 6年 9月30日
終 期	令和 7年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕当該補助金が交付されている旨を表示する。
	〔媒体〕会報誌、ホームページ等
担当部署	福祉部 障がい福祉課 指定係 電 話 025-226-1241（直通） e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp